

オーストラリア審査基準改正について

オーストラリアの特許審査基準において、自明性判断に関する要件が改正されました。

具体的には、オーストラリアの特許審査基準に、「自明の試み」を主張する際の要件として、「合理的な成功の期待」が必要であることが追加されることになりました。米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の *In re O' Farrell* (853 F.2d 894)における論法と同様に、事実に基づいて、予想されるいかなる成功も「合理的」とは言えないとの反論が、発明が「自明の試み」であるとする拒絶理由を覆すために役立つ可能性があります。

実際の実務では、オーストラリアの審査官は「自明の試み」のみを理由として、自明性を主張するケースは少ないようです。これは、オーストラリアでは、発明が自明であるためには、当業者が本発明に「直接的に導かれる」ような開示がなければならないという原則を考慮しなければならない、とされているためと思量されます。

参考資料:オーストラリア特許審査基準

[http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/patentsmanual/WebHelp/Patent Examiners Manual.htm](http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/patentsmanual/WebHelp/Patent%20Examiners%20Manual.htm)

以上